

ごぞんじですか？ 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業とは

認知症等の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行なうことで、自立した地域生活が送れるように支援する事業です。



対象者になる方

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方、生活に不安のある高齢者の方です。

療育手帳や精神保健福祉手帳の有無は問いません。診断書も必要ありません。在宅生活者に限らず、施設入所している方、入院中の方の利用も可能です。

サービスの内容



1. 福祉サービス利用のお手伝い

- ①福祉サービスに関する情報提供
福祉サービスの利用または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き・日常生活に必要な事務手続き
- ③福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの援助

2. 日常的な金銭の出し入れのお手伝い

- ①銀行などに行って年金や福祉手当、生活費の引き出しの支援
- ②公共料金や税金などの支払い、口座引き落としの手続き
- ③日用品等の購入代金を支払う手続き
- ④その他、書類や請求書類の整理などのお手伝い



3. 大切な書類等のお預かり

ご希望された場合は、大切な書類や預金通帳、印鑑、年金証書などをお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します
(年金証書、保険証書、預金通帳、実印・銀行印、権利書、契約書類その他、社会福祉協議会が適当とみとめた書類)



お手伝いできないことや、お預かりできないものがあります。
詳しくは、お近くの社会福祉協議会にご確認ください。

この事業を利用するには (サービスご利用の流れ)

お近くの市町村社会福祉協議会にご相談ください。



- ご本人と社会福祉協議会の契約でご利用できます。
- 定期的な支援計画を立てて支援を行います。

ご本人が解約を申出た場合や、契約を続けることができなくなった場合は、解約となります。

利用料について

1回あたり**1,500円** (概ね1時間程度、交通費含む)

※生活保護受給者は公費補助により、免除となります。

※書類等の預かりで貸金庫を利用する場合は実費負担となります。



「福祉サービス利用援助事業」の担当者
社会福祉協議会の専門員と生活支援員がお手伝いします。

あなたの街の社会福祉協議会は